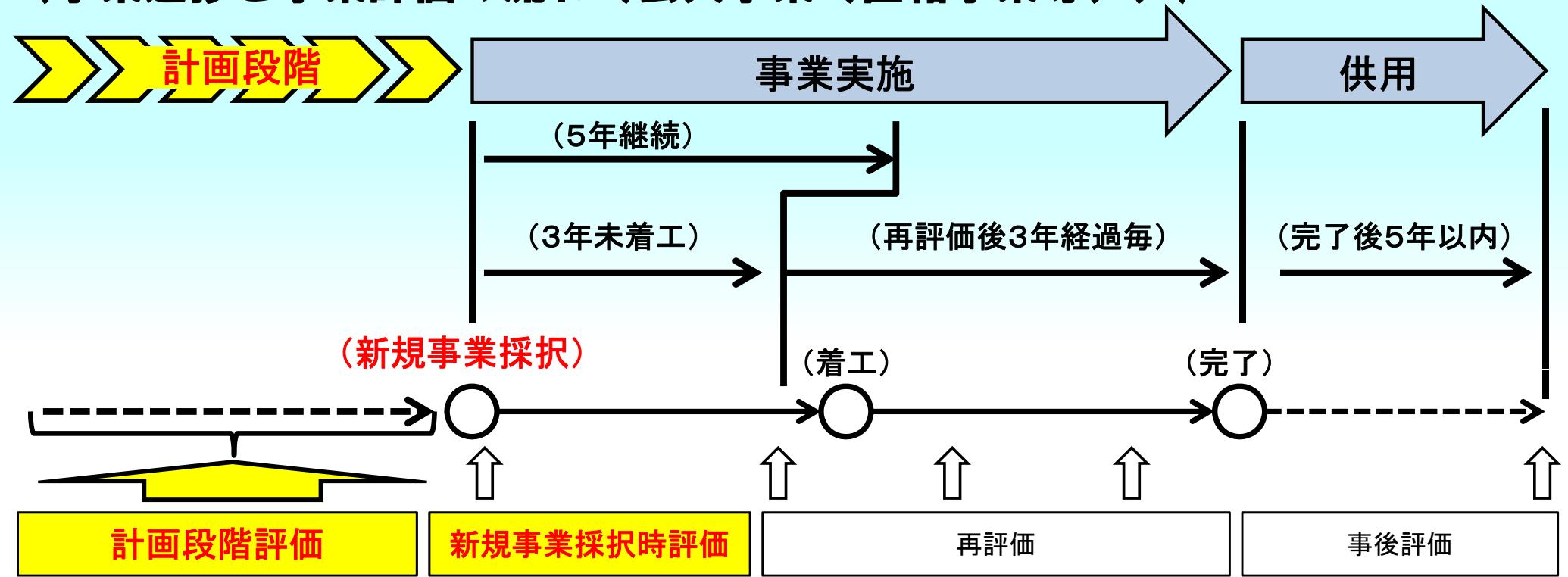


①計画段階評価及び 新規事業採択時評価について

〈事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））〉



【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

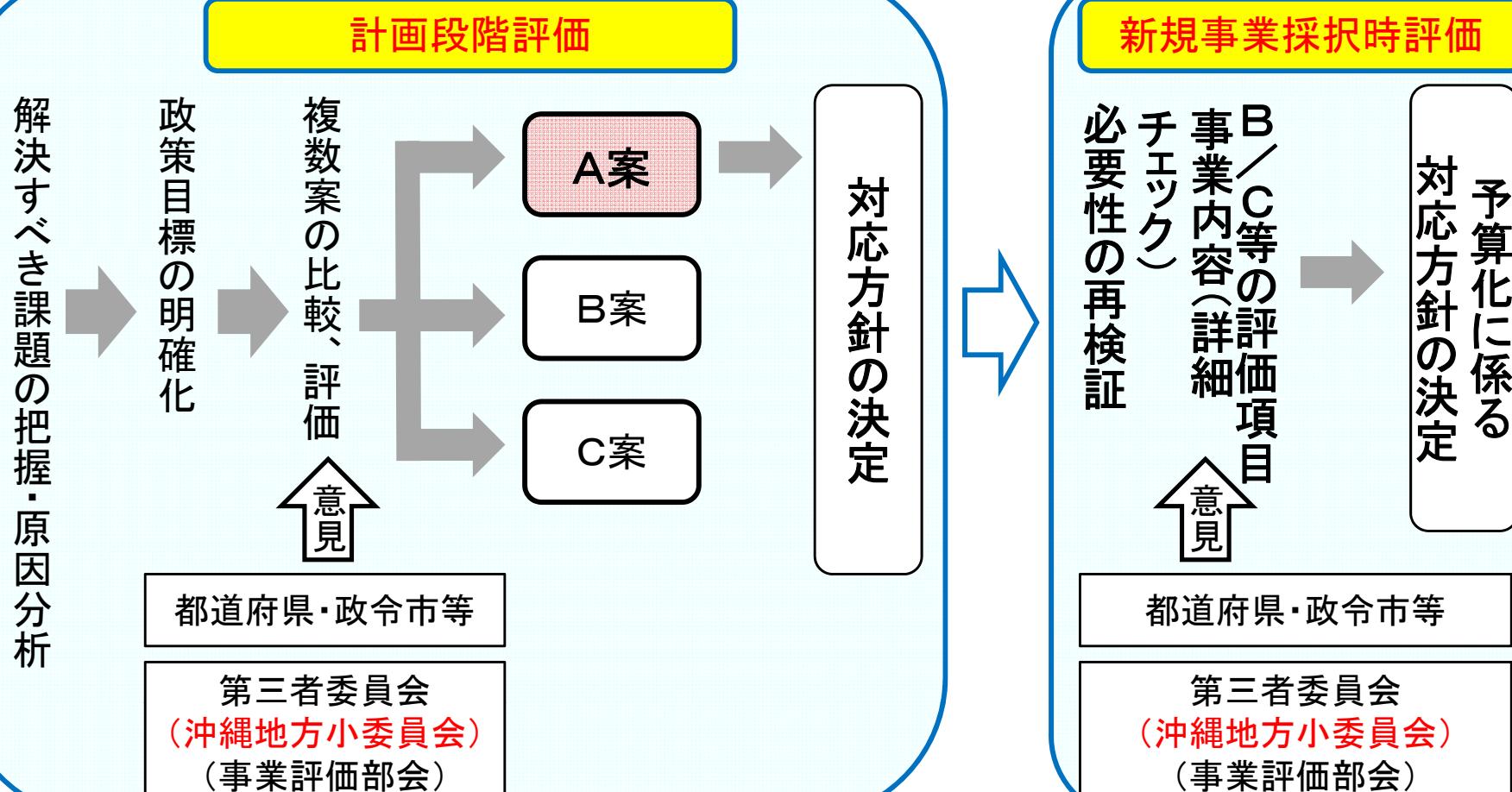
事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

事業評価の流れ



「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」
(平成24年12月14日)より抜粋

第8 経過措置

また、本要領の施行時点で、既に都市計画や環境影響評価の手続きに着手若しくは完了している事業、または公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(以下「計画策定プロセスガイドライン」という。)等に基づき、第5の3に定める評価の視点について既に審議が行われた事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

一般国道58号 沖縄西海岸道路 那覇北道路については、上記要領施行時点で都市計画手続き着手済み(H25.4都決)。



今回、計画段階評価と新規事業採択時評価をあわせて実施するもの。